

月刊 労運研レポート No. 19

2016年1月10日号

- | | | |
|----------------------------|-------|-----|
| ・ 巻頭言 | 中岡基明 | 2P |
| 「2016年は、いかなる情勢の下で闘うのか」 | | |
| ・ 報道圧力と闘い、民主主義を守るために | 新崎盛吾 | 4P |
| ・ 企業・産別をも越える広範な労働運動を目指し | 坂口智彦 | 6P |
| ・ 困難な課題に立ち向かうために「枠」を超えた運動を | 小川 宏 | 8P |
| ・ 「格差と貧困に対決する16春闘を闘おう！」 | 平賀雄次郎 | 10P |
| ・ 2016年「安倍政治」を葬り去ろう | 須藤和広 | 12p |
| ・ 東水労一新年の抱負 | 渡邊 洋 | 14p |
| ・ 良質な公共サービスと働く者の権利を守るために | 染 裕之 | 16p |
| ・ 年頭にあって一安倍政権打倒の大きなうねりを | 金澤 壽 | 18p |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

激動する世界と安倍自公政権に労働組合はどう立ち向かうのか

中岡基明（共同代表）

2016年の通常国会が開会した。1月4日開会というという異例の早さである。当日、東京証券取引所の2016年度の大発会は582円安となり、その後も株価は下落を続け、ついには戦後始めて株価下落が5連続日続き、18000円を大きく割り込んだ。

昨年度末12月28日、年金基金など鯨をつぎ込んでようやく19000円の株価をキープし、アベノミクスが着実に進んでいることを演出したばかりである。株価の乱高下は今更驚くことではないかもしれない。実体経済とかけ離れ、金融資本主義ともカジノ資本主義とも呼ばれカラ売買によって経済回復が進んでいるかのように装われてきた。

ところが、1月4日にはサウジアラビアとイランの国交断絶が報じられ、中東イスラム圏の緊張が伝えられた。そして1月6日には北朝鮮が核実験を実施したことを発表した。また、IS(イスラム国)によるテロ攻撃は欧州から北アフリカにも拡大し、加えて世界の国々の異常気象による大規模な被害も伝えられている。日本でも異常に暖かい正月が続いている。

原油価格の下落も止まらず、中国経済の好調さによって支えられてきた世界経済の行く末は全く見通しのつかず、大きな暗雲が立ちこめている。今後の世界の政治経済についてしっかり注視すると共に、今後の闘いを進めるために適格な判断が求められている。

通常国会が開会し、野党との論戦が始まった。一人、アベノミクスの成果を自賛し続けてきた安倍首相であるが、すでに日銀の大規模金融緩和を支えてきた年金基金などの投入枠も枯渇し、年初の株安は今後の年金財源に大きな痛手を与えたことになる。円安株高によって潤ってきた大企業も企業内に利益を貯め込むばかりで、中小企業、労働者の生活困窮という窮状は全く解決できないままとなっている。昨年11月の実質賃金は前年同月比0.4%減となり、国内消費は依然冷込むばかりで「景気の好循環」とはほど遠い状況が続いている。アベノミクスの破綻は最早誰の目にも明らかである。政府は大企業の業績確保による見せかけの景気回復を演出し続けることしかない。

安倍首相は違憲である戦争法の強行採決に対する労働者市民の批判をかわすために新たに「新三本の矢」、「一億総活躍」を掲げ、景気の好循環を促し、再び経済成長を柱による支持率の回復をもたらそうとしている。しかし、その具体的な中期政策は明確なものではなく、参議院選挙対策が明らかな中高年者への現金ばらまきと、消費税10%引き上げをまえにして軽減税率の導入という、あたかも弱者へ目配りを行っているかのごとく装うばかりである。そして安倍首相は「富国強兵」へ思いを着実に実現するた

めに、原発を再稼働させ、武器輸出や原発輸出に日本資本の将来を託そうとしているのである。そして農業・漁業、医療保険制度など安定構造を破壊してでも、日本社会を巨大外国資本に TPP を通じて売り渡す見返りとして獲得しようというのである。安倍政権と財界・経団連はかつてないほど一体化させている。

安倍政治のもう一つの特徴である「強国」日本の再建はますます独裁的な手法を強めている。特定秘密保護法の制定、集団的自衛権の行使容認を閣議で決定し、2015年にはついに戦争する国への法整備として安保関連法（戦争法）を強行成立させた。この法律は多くの憲法学者が憲法違反と指摘し、労働者市民・学者・若者・母親が連日、反対行動に立ち上がり、世論の多数が反対、乃至は議論が不十分であるとする中で可決成立を強行したのである。そして、沖縄普天間基地の代替として辺野古新基地建設のためには翁長県知事を被告に据えて、辺野古の海・大浦湾の埋立承認取り消しに対抗するため、行政代執行裁判を提訴したのである。

こうした一連の政治決定過程では自民党内の反対勢力を封殺し、メディアには恫喝・介入を行い、草の根右翼を動員して、自民公明与党が国会議席の過半数を占める多数派として数の論理を全面化させて強行採決を繰り返してきた。異なる意見の封殺とポピュリズム・大衆動員による独裁政治に他ならないのである。上からのクーデターとも例えられ、戦後70年を迎えた日本社会の根底的な作り替え、即ち、日本軍国主義と侵略戦争を反省し、平和と民主主義、産業の育成によって日本を復興させるという戦後レジームを自虐史観ととらえて歴史の修正を目論みながら、アジアの大国日本、世界経済における「ジャパンアズナンバーワン」の復権を妄想する「富国強兵」政策の全面化に他ならない。

こうした安倍自公政権と表裏を一つにする財界は労働者保護政策やセーフティーネットである社会保障制度も破壊の対象として労働者市民に襲いかかっている。昨年には労働者派遣法を改悪して派遣労働をより使い勝手の良い制度の変え、派遣労働者は生涯を低賃金・不安雇用に縛り付けられる恐れが拡大した。すでに非正規労働者は全労働者の40%を超え、女性では60%にもなっている状況は益々広がっていくことは確実である。そして今後、8労働時間制の破壊と過労死を拓げる長時間労働を合法化する労働基準法改悪、使用者による解雇自由を促す金銭解決方式の導入が急がれている。そして戦争できる国へと転換させる不可欠の要請として「なにも考えない」、「愛国心をすり込む」教育の強化、「なにも知らさない」とするメディアの国家統制と大衆の操作である。

世界の政治的経済的安定は破壊され、新自由主義は行き詰まり資本主義の終焉が議論の対象とされ始めているように、世界の経済政治が大きく変わろうとしている。そうした渦中、安倍政権の手によって日本社会の根底的な破壊と転換がなされようとしている。この安倍政権に対してどう立ち向かうのか、労働組合はかつてなく正面から問われることとなっている。戦後70年とは戦後民主主義と労働者市民の生活向上に欠かせな

い政治勢力として存在してきた労働組合にとってもまた大きな転換点に立っていることは確かであろう。特に、1989年、総評が解体し労戦再編が行われて以降、30年にもなろうとしている現在、まさに安倍政権の政策と真正面からどのような闘いを組んできたのか問われているのである。2015年労働者市民の闘いは全国や国会を取り囲んで激しく闘われた。そのあつい息吹は続き、7月参議院選挙勝利をテコに戦争法廃止を求める運動に引き継がれようとしている。60年安保闘争になぞらえて2015年安保闘争ともいわれた。改めて労働組合の役割が問われている。それは政治領域ばかりではない。2016年は日本労働運動の検証を通じた新たな闘いが創出できるかと問われている。

2016年は、いかなる情勢の下で闘われようとしているのか

「報道圧力と闘い、民主主義を守るために」

日本新聞労働組合連合（新聞労連）中央執行委員長・新崎盛吾

2015年は、多くの市民が戦争を身近に感じざるを得なくなった年として、長く記憶されていくことになるでしょう。

中東では過激派組織「イスラム国」が台頭し、パリでは同時多発テロが起きました。日本の周辺でも、中国や北朝鮮との国際関係が緊張感を増しています。そんな国際情勢の緊迫化を理由にして、安倍晋三政権は米国の意向に沿って安全保障法制を強行成立させ、特定秘密保護法と合わせて“戦争ができる国づくり”が着実に進みました。今後は、開催まで5年を切った東京五輪に向けた世論の盛り上がりや隠れ蓑にして、沖縄への米軍新基地建設や憲法改正に向けた動きを加速させるはずで

戦後70年の節目だった昨年は、一方で普通の市民が「戦争反対」と高らかに声を上げ始めた年でもありました。報道への圧力が強まり、戦前と呼応するような強権政治がまかり通る状況に、世論の危機感が強まったのは間違いありません。安倍政権の暴走を止めようと市民運動が中心になり、今年夏の参院選に向けて野党共闘の動きも進みつつあります。もし改憲勢力が3分の2以上の議席を占めるようになれば、自公政権は間違いなく、国家緊急権の制定や憲法9条の改定を提起してくるでしょう。労働組合もそのような事態に備えて、団結を強める必要があります。

新聞労連は65年前、「戦争のためにペンやカメラを取らない、輪転機を回さない」との誓いの下に結成され、今は「平和のためにペンを 新聞の力今こそ結集」というスローガンを掲げています。このような時代だからこそ、多くの読者と力を合わせ、民主主義や平和を脅かす動きと対峙していかなければなりません。

安倍政権の発足以降、自民党による報道への介入傾向が強まり、表現や言論の自由を

阻害する空気も、さまざまな形で広がりつつあります。

従軍慰安婦報道に端を発して不買や廃刊が呼び掛けられた朝日新聞バッシングに続き、昨年6月には憲法改正を推進する自民党若手議員の勉強会で、沖縄タイムスと琉球新報を敵視する暴言が飛び出しました。出席議員が「(地元2紙の)牙城の中で沖縄の世論はゆがんでいる」と発言し、講師を務めていた作家の百田尚樹氏が「沖縄の二つの新聞はつぶさないといけない」と応じたのです。「マスコミを懲らしめるには、広告収入をなくせばいい」との圧力発言もありました。民主主義の根幹となる報道の自由を軽視した発言は、立憲主義国家の政治家としての資質にも疑問を感じざるを得ません。

新聞労連は「メディアへの弾圧であり、報道の自由への侵害だ」として、即日抗議声明を発表。名指しされた二紙が、編集局長の連名で異例の共同声明を出したほか、多くの地方紙が抗議声明を掲載するなど、危機感は全国に広がりました。本年度の新聞労連副委員長を選出している山形新聞は「言論封殺の暴挙を許すな」との社長名の緊急声明を1面に載せたほどです。朝日バッシングの時の反省を生かし、全国的に労使の枠を超えて危機感を共有することができたといえるでしょう。

自民党議員らの発言の背景には、安全保障法制への国民の理解が進まない中、批判的に報じる新聞へのいらだちがあったのは間違いありません。しかし、新聞の論調が世論をコントロールすることができるという根本的に間違った「上から目線」の発想は、絶対に認めることができません。

全ての新聞社は、読者がどのような記事を求めているのかを模索しながら、日々の紙面を作っています。特に地方紙は読者との距離感が近く、全国紙以上に世論を反映した紙面作りが求められています。沖縄は太平洋戦争で、住民の4人に1人が命を落とす激しい地上戦を経験し、長年の米国施政下で、日本本土の米軍基地まで押しつけられてきた歴史的経緯があります。沖縄の抱え続けてきた矛盾や不条理を地元紙が論調に反映させ、政府批判が強まるのは、至極当たり前のことではないでしょうか。

昨今、大学が「純粋な学術内容ではない」との理由で、安全保障法制のシンポジウムの会場使用を不許可にしたり、学生団体「SEALDs」の選書フェアを書店が一時取りやめたりするなど、権力が直接圧力を掛けていないのに、過剰反応や自主規制が強まる傾向が見られます。

昨年11月には、TBSの報道番組「NEWS 23」で安全保障法制への反対を表明したアンカーの岸井成格さんの発言が、放送法違反に当たるとして、批判する意見広告が産経新聞と読売新聞に掲載されました。そもそも放送法は表現の自由の下に成り立っており、個人の論評を認めなければ言論の自由が狭められ、権力側の意向に沿った報道しかできなくなってしまうでしょう。多様なジャーナリズムや表現の自由を守るため、私たちは日々の仕事でも闘い続けなければなりません。

新聞産業全体の情勢で見れば、2014年度の総売上高が10年前と比べて4分の3に減少。販売部門が14%のマイナスにとどまる一方で、広告費は43%と大幅に落ち込んでいます。インターネットの普及に伴い、新聞よりもネットでニュースを読む傾向が、今後も広がり続けるのは確実です。新聞については、宅配に限って税率を8%に

据え置く軽減税率が適用される見通しが強まっていますが、今後も読者の信頼が得られる新聞づくりや、健全な販売環境、個別宅配制度を維持する取り組みが必要です。

労働組合の組織率が17.5%（厚生労働省調べ）と低迷する中、新聞労連は業界の約8割の単組が集う希少な存在です。全国の職場から次々に新たな人材が送り込まれ、専従役員が1～2年で交代することができる点も、健全な組織運営が実現している証です。

新聞産業を取り巻く状況は、ますます厳しさを増しますが、苦しい時こそ労働組合の仲間との連携を強めて難局を乗り越えていきたいと思えます。

企業・産別をも越える広範な労働運動を目指し

国労中央本部委員長・坂口智彦

1987年4月にスタートした新生JR会社と残された不採用問題の解決を24年後に闘争が終結しました。国会での附帯決議にある「再雇用確保」、そして中曽根総理大臣から「一人も路頭に迷わさない」との答弁を引き出し、闘いの根拠として国労は「一人の首切りも許さない」と仲間を守るために職場・地域で闘争を続けてきました。職場の安全問題をはじめ、合理化反対と労働条件改善、権利を守る闘いに奮闘し、地域共闘の皆さんが支えてくれた解雇撤回・職場復帰の闘いを「車の両輪」のごとく進めてきたのです。連戦連勝の地労委闘争、地裁・高裁、そして最高裁判決でも負けたが、これをバネに不当労働行為の責任を求めて再び立ち上がり、責任を取らせることに成功しました。国家的不当労働行為に労働組合と闘争団員そして、すべての労働者・国民の理解と協力のもとで解決することが出来たのです。これまで幾多の苦難をのり越えて仲間を信じて仲間を裏切らない繋がりや強固な闘争団を作り運動を続けてきました。闘争の終結では、当事者が納得できる内容で「出口は一緒に」を合言葉に総団結した結果でもありました。24年の経過の中では、東中野事故をはじめ尼崎事故・羽越線事故と乗客が亡くなる事故もあり、また社員が亡くなる事故も続いてきました。最近では、関連労働者・関連職場での労災事故が増加し、労働組合として警鐘を鳴らしてきたところです。

しかし、止むこともなく組合員の死亡事故まで続いています。さらに、車両故障・設備故障などが続き、長時間の輸送混乱が多くの路線で頻発する事態となっています。職場内では、労働条件が切り下げられ続け休憩時間・仮眠時間が削り取られ休日労働や輸送混乱での交代要員も無く連続乗務を余儀なくさせられています。ギリギリでの要員で作業と時間に追われた作業、二重三重の厳しい条件のもとでの仕事がそこにあるのです。こうした労働条件を改善することや鉄道独自の技術継承を問題にしながら会社との交渉や闘いを続けてきました。若い社員が増える中での「安全な職場・安心して働ける職場」を構築してきたのは国労であります。引き続き職場でのリーダーシップを取

ることで会社施策の矛盾を明らかにし、地域公共交通機関としての住民の足を守り、日本の物流を確保する要としての鉄道輸送業務を構築していくことが求められています。

鉄道業務は、一人の頑張りで成り立つものではありません。皆で協力することが出来て初めて成り立つ連携プレーです。乗務員だけ、駅社員・設備社員だけで成り立つものでもありません。それぞれが精一杯の努力と誠実な業務遂行があって「安全・安心な鉄道」となっているのです。このことから仕事の内容を熟知した「熟練工」を育て続けることが重要でもあります。一過性の仕事も繰り返しからの積み重ねで技術を蓄積し活かしていくことが大切であると思います。日本のインフラを維持する社会的な使命のもと 24 時間・365 日続けるための労働条件には、不十分であると言わざるを得ません。そのためにも若い組合員を加入・育成する組織的な課題があります。組織強化拡大を進めるために、今こそ大胆な加入呼びかけと組織化が喫緊の課題であると全組合員が思い行動しています。少数派に追いやられた組織の再構築に見本はありませんが、常に前へ・一歩前へと現状に満足することなく前へ進める大切さを訴え行動を呼びかけることが最重要課題であると考えます。

そして、東日本大震災からの復興と福島原発事故から除染が進まない中でも地域住民の足・生活路線確保も鉄道会社の使命となっています。残念ながら津波被害の鉄路喪失でのバス転換、貨物ルートの特設線再開を進めていますが、そこに働く労働者の配置転換や勤務・安全問題をしっかりと取り組んでいかなければとの思いです。

また暴走する安倍政権を止めることが出来るのは、選挙で民意を反映させるための行動です。戦争法を廃止させ再び戦争をすることなく生活するためにも参議院選挙を取り組むことです。民主主義とは何かをもう一度考え、立憲主義を取り戻すことも急務です。多くの大衆が「不安・不足・不満」という中での「安全保障関連法」成立は、強権政治そのものです。東アジアにおける緊張感と不協和音を払拭させるためにも安倍政権を変えなければなりません。労働法制改悪も企業が「首切りしやすい法整備」、企業が自由に労働力商品売り買いできる社会へと強化されています。働くことが楽しいと思える労働こそ「私たちが求める社会」(ディーセントワーク)ではないでしょうか。仕事して生活ができて安心して子育てができ、安心して老後を迎えることが出来る社会こそ、繁栄ある 21 世紀ではないでしょうか。放射能の恐怖に脅え不安を抱えながら生活すること、厳しい労働条件で過労死するまで働かされていくのか、人間としての尊厳をも否定される社会になってしまうのかと心配する現状でもあります。そのためにも「声を上げる・行動すること」を考え、「見て見ぬふり」する自己主張では、何も変わりません。今年、申年です。日向東照宮にある「見ざる聞かざる言わざる」は、今の世を映し出していると思います。これでは何も変わらないのです。私たちができること、やれることを熟すことが社会を変えることが出来るのです。「働く者」が手を休めると生産・流通が止まります。私たちが、この社会を動かしていることを自負し、ダメ政権を崩壊させ悪法を廃止するため職場地域で奮闘することが力になるのです。私

たちの課題は多くあります。職場・地域そして政治とそれぞれ別次元のように見えますが、根っこは同じです。今の職場労使関係、そして政治を変えなければならないのです。そのためには、労働組合が主体的な行動展開を行い、地域・勤労国民の理解と支援で共闘運動の再構築です。生活第一、暮らし第一どちらも変わらない言葉ですが、私たち労働者は組合に結集することで連帯・共闘運動を作り上げていくことです。その過程で労働者としての覚醒と自覚で学び社会の主人公としての行動が必要です。世界的に不安定な時代背景をよく見ると宗教・民族問題で片付けられない事件が多くあります。一国の問題は、グローバルな利益搾取から見ると今の社会体制の矛盾が生み出していることが理解できます。私たちは、労働者の権利を守り、企業内運動に留まること無く積極的に産別・地域、そして労働運動の国際連帯を展開する目標で前に進む決意であります。

困難な課題に立ち向かうために「枠」を超えた運動を

全国農団労書記長・小川 宏

昨年は私たちの産別が属する業態にとって、極めて大きな課題が2つ突きつけられました。そのひとつは8月末に可決した「農業協同組合法等の一部改正・法案」で、もうひとつが10月に「大筋合意」されたとするTPP(環太平洋パートナーシップ)です。

農協法等の改「正」が意味するもの

安倍首相はかねてより医療・労働・教育と農業を「岩盤規制」として、昨年の通常国会で農協法等の一部改「正」を強行しました。農協「改革」に関してマスコミは、「全中(全国農協中央会)を頂点とするピラミッド組織から、全中のくびきを外し地域農協(いわゆる単位農協)が自由に活動することで農業の所得向上につながる」という論調で歓迎のコメントを掲載しました。

全中の監査をなくすと何故農協が自由に活動できるのかという根源的な問題は論議されず、従って証明もされないまま、全中監査の廃止や全中の一般社団法人化、全農の株式会社転換を可能とする法律が成立しました。しかしながら、この改正法で注目すべき点は農協の理事の過半を認定農業者或いは経営のプロとすること、農協法第8条から「営利を目的としない」という条文を外したこと、また農協の分割による株式会社・生協への転換も可能とするという改「正」点です。

つまり、メンバーシップの自主性や自主的な運営・経営に委ね、参加する(利用する)ことで共通の利益を得るという協同組合から、株主や投資家の利益を最優先する株式会社化への途を拓いたのです。

また農協法「等」の「等」は一括法案であることを示しており、農地法と農業委員会制度に関する法律の改訂も同時に行われました。詳しく言及する紙幅はありませんが、

企業の農業参入の促進と農地所有を実現させるための「改革」であり、戦後民主主義の一端を担ってきた自作農主義の否定です。

農協法改「正」とTPPに共通する危険

TPPに関する報道では、農畜産物の物品関税問題に焦点が当てられています。そのことも大きな問題ですが、TPPは投資や医療(保険)、知的財産など日本の国のありようを大きく揺るがす問題を内包しています。安倍首相は「高級農産物の輸出拡大のチャンス」と「攻めの農業」を喧伝し、農林水産物の輸出額を2020年には1兆円に倍増させるとしていますが、TPPの目的はアジア・太平洋地域で米国と共に日本の独占資本(多国籍企業)が経済的覇権を確立し、途上国の成長を取り込むことにあります。

前述した農協法・農地法・農業委員会に関する法律改「正」も、TPPの実質的な国内対策の意味合いを持ちます。農地法改「正」では企業の農業参入と農地所有要件を更に緩和し、農業生産法人への企業の出資制限についても4分の1以下を2分の1未満、役員のお半が農作業に従事する規制を役員または重要な使用人のうち1人以上が農業従事すれば可とする改訂が行われました。

このふたつの問題に共通するのは「新自由主義」、或いは「市場原理主義」への全面的な拝跪ではないでしょうか。つまり、『グローバル経済の下では、ミクロ経済で自由な市場を阻害する協同組合というメンバーシップ制に基づく「独占」や「寡占」を排除し、更に一層の資本の移動や活動の自由を保証すべきだ』という理屈です。勿論この理屈には所得分配の公平性という観点は入っておらず、剥き出しの弱肉強食の礼賛だけです。

農協法等の改正やTPPはメディアの無関心さや冷淡さ(官邸のコントロールによるかも知れませんが)もあって、多くの労働者や市民にとっては対岸の火事に見えるかもしれません。しかし、労働者派遣法の改悪や、開会された第190回通常国会で想定されるホワイトカラーエグゼンプションや見なし労働の拡大或いは解雇の金銭解決などは、労働の需要と供給の更なる自由化を促すものであり、我が身に降りかかる課題です。同様に農協以外の協同組合セクターにも有形無形の攻撃がかけられることも容易に想定できるのです。

これからの取り組みの方向とー「産別の枠」を超える労運研への期待

インターネットの普及によって加速度的に進行した一国資本主義体制の崩壊やグローバル化の下で求められるのは労働運動の更なる連帯であることは論を俟ちません。もちろんそのためにはグローバル・ユニオン(国際産別)との連携も重要です。しかし、国内に於いては従来の「産別の枠」を超えた運動が求められているのではないのでしょうか。

日本の労働組合は企業別に組織され、産別組織はその企業別労働組合の集合体です。従って、雇用・労働条件に大きな影響を与えるのが「わが社」の業績であり、「わが業界」の動向であることは否定出来ません。しかしながら、新興国等への資本(生産拠点)の移動が日常茶飯になり、労働者は使い捨てられるか劣悪な労働条件を甘受せねばならない経済システムが現実となったいま、「ムラ」に止まっていたには有効な反撃はできないと考えます。

私たち全国農団労は、規制改革会議で農協法等の「改革」が議論され、TPP交渉への参加が現実化した2013年から運動方針の基調として「新自由主義・市場原理主義に抗する」を掲げました。労働運動研究討論集会に参加・結集される労働組合や活動家による「産別の枠」を超えた広汎な運動の追求に期待するものです。

非正規労働者の生活と権利の確立！格差と貧困に対決する16春闘を闘おう！

全国一般労働組合全国協議会中央執行委員長 平賀雄次郎

昨年2015年、日本の政治・社会の状況は大きく変化しました。格差・貧困の拡大で不安定・流動化する私たちの生活を尻目に、安倍政権は戦争法を筆頭に労働者派遣法改悪・原発再稼働・武器輸出容認・辺野古基地建設などを強行しました。そして「テロとの戦争」の嵐が全世界を覆い、為替通貨・株価の激変が止まらない世界経済危機によって生活と将来にますます不安の影を落す事態が続いています。いまや、アベノミクス第2ステージと称する「GDP600兆円」「一億総活躍時代」の欺瞞は明らかです。しかし、今年7月の参議院選挙を控えた安倍政権は、新自由主義と安保・戦争政策の危機と矛盾を隠蔽しようと安保外交・経済優先を掲げ、排外主義ナショナリズムを煽る動きを強めています。

昨2015年はまた、人々の反撃の声が粘り強く大きく広がった年でもありました。12万人が国会を包囲した戦争法強行に対する人々の怒りは、いまなお力強く広まっています。これを受けて開始される16春闘を始めとする労働組合の取組みは、安心・安全な社会と生活を取り戻すための反撃の1年として、かつてなく重要な局面を迎えています。

いうまでもなく私たち中小労働運動の第一の課題は、引き続き劣化している賃金・労働時間の根本的改善を求める闘いです。いま、労働人口の4割近くを占めるに至った非正規労働者の労働基本権確立、均等待遇実現、生活向上こそが焦眉の課題となっています。

労働組合の組織化が後退し、未組織のまま無権利・劣悪労働条件を強要される非正規労働者と手を携えて、中小企業労働者の生活・労働・権利を守る闘いと表裏一体で取り組むことが必要です。そのために、“非正規労働者の賃上げ”としての最低賃金を引き

上げ、「時給 1500 円、今すぐ 1000 円」の取り組みを社会的に広げること、そして職場最賃のアップを実現することです。また、今年 10 月に予定される非正規労働者への社会保険適用拡大は、その裏で保険料負担増加を理由とした非正規労働者賃金の引き下げやより短時間勤務への条件変更強要など労働者への負担を強化する脱法的行為が引き起こされています。2013 年 4 月に施行された労働契約法 18 条による契約 5 年の無期転換の期限を控えて不更新条項の強要など期間満了解雇の脱法行為も始まっています。非正規労働者の生活防衛と権利確立は、低賃金構造の沈め石を打破する闘いとして全労働者の課題です。

16 春闘を開始する私たちは、労働組合の原点に立って、ストライキを背景に地域での共闘を広げる陣形をつくり、しっかりとした賃金ベースアップ、非正規労働者の賃上げとしての最低賃金の大幅アップ・均等待遇実現、8 時間労働・年間 1800 時間労働への規制強化を三位一体とした職場の取組みを強めることが必要です。それが労働運動の活性化を可能とし、労働者の生活と将来に安心への道を拓く第一歩です。

第二の課題は、生活と権利のための職場の闘いを外へ広げ、社会的規制力を高めることです。そのため貧困・格差を作り出す新自由主義政策の根幹である労働分野の規制緩和に対し、粘り強く反対の運動に取り組むことです。

いま国会に上程されている労基法改悪案「高度プロフェッショナル賃金制度」：定額働かせ放題の時間規制撤廃に反対し、実効性のある時間短縮・労働時間規制を実現する課題です。安倍政権は参議院選挙前に対決争点になることを避けるため、選挙後に再提出する動きとも伝えられています。この労働時間法制改悪反対の声を 16 春闘を通じて社会的に広げることが重要です。また法律違反の解雇さえ金銭を払えば認めるという「解雇金銭解決法案」も、労政審での審議が進んでいます。不当解雇への異議申し立ての活動を封殺する動きを許すことはできません。一人ひとりの労働者、一つ一つの労働組合の力を一つにして労働基本権の侵害を許さない大きな運動を作り上げることが必要です。通常国会開催期間を通じて、労働時間規制緩和反対の全国署名の呼びかけに応え、国会行動や労政審情宣を強めていきたいと考えています。また、職場組織の課題として、改悪施行される労働者派遣法によって発生する派遣契約 3 年打ち切り、細切れ雇用を拡大させないために脱法行為のチェックを職場運動として強化していきます。法の求める労働組合との協議を形骸化することなく、同一労働同一賃金の原則に立った要員確保を求めていきます。

また、新たな外国人労働者導入をめざす技能実習生制度の改訂に伴う雇用・労働条件の不安定・流動化への監視と対策が必要となっています。労働基準法無視、人権侵害が横行している研修生・実習生問題への対策とされていますが、監視・管理の強化の下で必要な労働基本権・人権擁護のセイフティネット構築がすすんでいません。中小企業現場での外国人労働者の存在が日常化し、また「特区」における家事労働に外国人労働者を導入する情勢におあり、移住労働者の生きて働き続ける労働・生活全般の制度整備と労働組合の共同の取組みが喫緊の課題です、

第三の課題は、人々の不安と不満を煽り排除と差別を拡大する「戦争への道」に反対し続けることです。憲法違反である「戦争法」の成立は、私たちが殺し殺される事態を現実化しています。すでに戦争参加の既成事実化が進行しています。国会審議を受けない日米安保ガイドラインの改訂は、集団的自衛権行使＝海外での米軍との共同軍事作戦要綱として実施されています。そして歴史認識問題を無視した排外主義ナショナリズムの煽動が続いています。

その要として、沖縄辺野古の基地建設が強行されています。オール沖縄と言われる反対の声を権力行使で押しつぶそうとする安倍政権の強権・暴走を許さない闘いに、労働運動の積極的参加が必要です。辺野古・沖縄現地の行動へも全国から結集したいと思えます。現在「戦争法」廃止へ向けた2千万人署名が進められていますが、職場討論、署名活動を通じて一人ひとりの意思表示を大きく全国化し大きな世論のうねりを作っていくしましょう。7月には参院選挙があります。安倍政権の暴走に抗する労働者一人ひとりの選択が問われます。違憲戦争法を廃止する声を一つに結集し、安倍政権の暴走を止めなければなりません。力を合わせて16春闘勝利へ闘いたいとおもいます。

2016年「安倍政治」を葬り去ろう

郵政産業労働者ユニオン（郵政ユニオン）・須藤 和広

昨年10月から年末年始は、郵便集配労働者にとって超繁忙、経験したことのない忙しさだった。マイナンバー通知の簡易書留の全世帯配達は、10月中旬からの予定が大幅に遅れ、現場では、休暇のやりくりなど配達人員確保をしていたのが急遽変更するなど、大騒動となった。11月に入るとカレンダー類の大型郵便も増加し、平常でも残業が必要なのに、それらを片付けてから、さらに夜の8時・9時までマイナンバー書留の配達を行った。1日12時間労働が続いた。週休2日制だが、7日から10日の連続勤務が2週間から3週間、12月はじめまで続いた。マイナンバー書留の配達では、誤配のたびに「謝罪記者会見」をやらされ、見せしめ的に配達担当者を記者会見に同席させ謝罪させるという管理者も現れた。これらの無責任な動きは、本社・支社に対する郵政ユニオンの厳重抗議で阻止したが、配達担当者は、正規・非正規を問わず極度の緊張の中での仕事となった。総務省の拙速な計画と郵政官僚の無責任さが見事に露呈したマイナンバー騒動であった。

10月29日から年賀状発売で、毎年「売り上げ競争」を社員に押しつけて来るが、今回は少しトーンダウンしていたようだ。12月1日からお歳暮小包配達があり、多くの郵便局でマイナンバー配達と重なり、残業の36協定を超過するため「特別条項」の適用を行った。

12月15日年賀状受け付け開始、20日過ぎからいつもの年賀繁忙となってまた連日

残業である。年始めから愚痴が多くなってしまったが、あれもこれも安倍政権の愚策のせいにしてしよう。

今年が一番の課題は、安倍政権を打倒することです。昨年夏の戦争法案反対の運動の盛り上がりを見れば参議院選挙に向けて再び作り出し、パフォーマンスだけでなく実際の投票行為に結びつける運動が必要となります。橋下維新の「大阪都構想」を否定した住民投票は、半年後の大阪府知事・市長選挙で「維新圧勝」という結果を見ておく必要があると思います。橋下維新に反対だという保守の側から「共産党とは一緒にやれない」、革新系から「自民党には投票できない」という声が少なからずあり、低投票率が敗因の一つといわれています。このような声は、ある程度想定内であったらうが、二の舞いにしてはならない。

私たちは、引き続き総がかり行動実行委員会を中心とする行動に全力で取り組みます。2000万人「戦争法の廃止を求める統一署名」、毎月の「19日行動」、さらに沖縄県辺野古への基地建設、原発再稼働問題など、特に春闘の中で意識したとりくみを行っていきます。

第二の課題は、非正規労働者の正社員化と均等待遇を実現することです。郵政グループでは、約19万4千人の非正規社員が働いています。私たちは、毎年春闘の第一波行動として「正社員化と均等待遇要請署名」提出と本社前集会、国会議員会館集会を非正規社員を中心に開催してきました。本社前集会やストライキ職場集会などで非正規社員の組合員が堂々と発言する姿は、頼もしい限りです。非正規社員がユニオン機関役員として活動している支部も増えてきています。今年も、春闘の大きな柱に非正規労働者の要求を掲げて「非正規春闘」としてたたかいます。

今通常国会では、アベノミクス第二ステージの新「三本の矢」が経済政策として発表されていますが、エコノミストからも参議院選挙対策のバラマキと酷評されています。アベノミクスによる「トリクルダウン」は全く機能しないことが明白となり、労働者派遣法の改悪に続き、労働基準法改悪（残業代ゼロ法案）や解雇の金銭解決制度な労働法制の改悪がもくろまれています。そして、改悪の影響をもっとも受けるのが非正規労働者です。私たちは、雇用共同アクションの行動を軸に総がかりで労働法制改悪阻止をたたかいます。

私たちは、団体交渉、国会・街頭宣伝などとともに、「労契法20条裁判」を全力でたたかっています。東京地裁での原告3名、大阪地裁へ原告9名の裁判進行は、ほぼ双方の主張が出そろい、争点の整理を終えようとしています。今後は証人を定め、証人調べ・原告陳述という裁判としての山場を迎えます。運動は、「総労働対総資本」として郵政企業内だけでなく、全労連・生協労連、全労協・全国一般東京東部労組、連合・全国ユニオンなのはなユニオンを迎えての集会開催などを行い、総がかりのたたかいをしていきます。

第三の課題は、郵政争議の全面解決を迫るたたかいです。昨年11月に日本郵政(株)とその子会社であるゆうちょ銀行(株)、かんぽ生命(株)が東証一部に同時上場しま

した。私たちは、昨年6月に「株式上場に関する提言」を東証記者クラブで発表し、東京証券取引所には「要請書」も渡してきました。その中で、「企業のコーポレートガバナンスの観点からも裁判や労働委員会などでの係争事件が20件以上のあるのは異常な企業だ。株式上場を機に全面解決しろ。」と強く訴えてきました。また、街宣や本社前行動も展開し、昨年だけで中労委案件2件の和解、雇止め案件1件和解、懲戒処分雇止め1件和解で職場復帰、再雇用拒否1件和解で職場復帰など大きな前進がありました。地裁判決の勝利はあるもののこれまでの郵政は、最高裁まで争うし、和解となっても職場復帰はほとんど無いのが当たり前でした。

しかし、「非正規65歳雇止め裁判」をはじめ10件以上の争議が未解決です。特に「65歳裁判」は、就業規則改悪による全国で約1万3千名が一斉に雇止めとなった事件であり、負けられないたたかいです。東京地裁では、私たちの主張が認められませんでした。いま東京高裁での審理中です。郵政争議の全面解決、パワハラ・セクハラ事件の根絶を目指してたたかいます。

総花的となりましたが、以上3点を新年の抱負とさせていただきます。

東水労—新年の抱負

全水道東京水道労組委員長・渡邊 洋

新年明けましておめでとうございます。昨年10月24日の東水労第69回定期大会で、新たに中央執行委員長に就任した渡邊と申します。宜しく願い申し上げます。

昨年中は、ほぼ年間を通して、平和安全法制関連法案、いわゆる戦争法案阻止の闘いが取り組まれました。残念ながら法案自体は成立されてしまいました。私たちはこの闘いを通じて、立憲主義とは何か、民主主義とは何かという根源的な問題に直面しました。この闘いでは、従来の政党や組織の枠組みを超えて、市民、学生、母親、高齢者等々の新たなそして自由な枠組みでの参加を得る一方、労働組合の存在感は相対的に希薄になったと言われていています。果たして、社会運動の中で労働組合が果たすべき役割は、失われてしまったのでしょうか。

東水労のこの闘いへの関わりについて振り返ります。

各労組や民主団体の皆さんからは、「国会前では東水労の旗が常に翻っていた」と何度も声をかけていただきます。しかし実際のところ、その旗は、古参の活動家たちが必死に立て続けてきたものです。それはそれで大切なことであり、東水労の闘いの歴史が築いてきた貴重な財産です。しかし裏を返せば、このことは同時に、国会前に並ぶ顔ぶれに大きな広がりが見られなかったことを表しています。職場の中で安保問題の議論が盛んに交わされ、職場全体の力で運動を押し上げるという姿を作り出してきたとは、残念ながらおおよそ言えないのです。

原因はいくつかあると思います。労務管理強化や人員削減で職場に余裕がなくなったこと。労働組合を担う中間役員も、職場に声をかけるゆとりを失いつつあること。いや、もしかすると、労働組合からの情報発信、その論理構成から語り口に至るまでが旧態依然としており、組合員の心に届かなくなっているのでは？と危惧せざるを得ません。

でも、人々の心が世の中の動きに目を閉ざしているわけではないことは、この間の様々な市民運動が示しています。私たちは、労働者として管理されている時間のあいだだけ、沈黙しているのだと思います。

職場は、私たち労働者が週5日、その一日の多くを過ごす最も重要な生活空間です。労働によって得られる賃金こそが、私たちの市民としての生活を支えているのです。労働組合は、働くという空間、生産点から社会のありようを問い、職場と社会の改善を追求する大衆組織です。管理されている時間の中から、異議申し立てをする必要があるのだと思います。言うまでもなく、労働組合が社会運動の結集軸となることは、引き続き問われていると考えます。

法案が成立したとは言え、この国が戦争に加担することを防ぐ方策が閉ざされたわけではありません。沖縄・辺野古の基地建設阻止、参議院選挙をはじめ様々な抵抗運動を通じて、戦争をさせない、そして安保法制を再び廃止に持ち込ませる闘いを進めなければなりません。

同時に私たちは、今回の一連の出来事を通じて、国による報道機関への支配介入、言論統制の動きが一段と強まったこと、在日外国人に対する差別的な言動が拡散されたこと、生活保護受給者や震災難民らに対する憎悪感情が助長され、権利要求すること自体が許されないという重苦しい空気が醸成されていることに注目する必要があります。こうした空気の背景には、安倍政権が言葉巧みに人々の社会に対する不安感や不満を煽り、政権に異を唱える者、「異質」な者を社会から排除しようとしている現実があります。労働組合が掲げるささやかな職場要求もまた、憎悪感情の口実となり排除の対象となろうとしています。戦争に向かう道は、言論弾圧と差別排外主義をも引き連れ、民主主義を根底から脅かそうとしています。

その意味で、労働組合の果たすべき役割は決して失われていない、むしろ強まっていると確信します。労働組合が原則的な要求を掲げ続けることは、この国の民主主義のありようにも直結する意味を持っています。

東水労は、監理団体で働く民間の仲間と共に闘う決意を固め、組織化の取り組みを始めました。低賃金、新たな身分の「専任社員」制度の一方的な導入、日常的な労働強化とパワーハラスメントの横行、不透明な人事考課制度等々が、労働者を不安に陥れています。労働者がバラバラのままでは、これらの不安が晴れることはありません。監理団体職場での労働組合の建設は一刻の猶予もない課題です。

監理団体委託拡大計画の見直し、現業新規採用を巡る局内反合理化の闘いは、水道・下水道両局の頑なな対応との対決が続いています。秋季年末局内課題の闘いの結果は、私たちにとって極めて厳しい内容でした。下水道局森ヶ崎水再生センター保全管理業

務の委託拡大問題は、執行体制を一部押し戻したとは言え、委託拡大それ自体に歯止めをかけるには至りませんでした。水道局の現業採用問題は、長期の採用停止の中で一刻の猶予もない段階にさしかかっているにも関わらず、不採用方針を撤回させるのが精一杯であり、採用判断を勝ち取ることはできませんでした。それでも、真剣な討議を重ね、職場闘争を積み上げてきた結果であり、その成果がたとえ小さく見えても、明日への闘いに繋がる大きな質を持つものだったと確信しています。

水道・下水道両局は、巨大なネットワークと設備を維持し、都民の安全と安心を預かる公営企業です。両局は、技術・ノウハウの継承に責任を持つべきであるにもかかわらず、現場を切り捨て、人を大切にしないその姿勢を、今年こそ見直させなければなりません。1月から、越年課題に関わる闘いがスタートします。また、安倍政権が目指す憲法改悪を阻止すべく、夏の参議院選挙が闘われます。幅広い護憲勢力の結集が、今こそ問われています。

皆さんと共に私たちの生活と仕事への誇りを守るべく、また、民主主義を守る闘いを労働組合として闘い抜くことをお約束し、新年のご挨拶とさせていただきます。

良質な公共サービスと働く者の権利を守るために

染 裕之・東京清掃労組書記長

新自由主義を基調とするグローバル経済は雇用の流動化を推し進め、非正規労働者数は間もなく正規労働者数を上回ろうとする勢いである。非正規労働者の労働条件は、正規労働者の条件を拘束し、すべての労働者の働きようが下方平準化されていく。こうした使用者側の動きに対して、労働組合は決定的な対策を打ち出せずにはいないか。

東京 23 区（特別区）の清掃事業の特徴

東京 23 区の清掃事業を理解するためには、雇上（ようじょう）会社を理解する必要がある。雇上会社とは、東京 23 区の清掃事業の業務請負を目的とした業者で、古くは江戸・明治時代から、ごみ・し尿の収集・運搬、船舶輸送による肥料供給事業を行っていた専門民間事業者である。昭和 9 年に清掃事業が東京市（当時）の全面直営になった際に、これらの業者が請負業者となり、特命随意契約である「雇上契約」を毎年結んできた。

2000 年に事業移管の際も、これまでの考え方に変わりはないことを確認して「覚書」が結ばれ、東京都の清掃事業は、長い歴史的な経緯を踏まえた「覚書」を基に、現在 51 社ある雇上会社以外の新規事業者が参入できない構造となっている。雇上会社は、東京都の清掃事業の施策のパートナーとして、事業の近代化や機械化、車両整備の強化に努めるなど、良質な公共サービスとしての清掃事業を維持する一方の役割を担ってきたのである。

拡がる労働者供給事業労働者

通常の「雇上契約」は、清掃車両と運転手の契約である。各雇上会社から清掃車両と運転手が各区の清掃事務所に配車され、区の職員（収集作業員）と合流して一日の作業が進められる。全国的にも例の無い東京 23 区特有の作業形態である。私生活でも付き合いのある雇上会社の運転手と区職員の収集作業員は多い。

2000 年の区移管以降、労働者供給事業による労働者が拡大の一途である。各雇上会社は労供事業労働者を多用し、正社員が一人もない雇上会社は増えるばかりである。

1944 年に制定された職業安定法は、第 44 条で労働者供給事業の禁止を定めている。戦前に横行した強制労働や中間搾取の温床となっていた労務請負供給事業や営利職業紹介事業を禁止とする一方、第 45 条で、労働組合による労働者供給事業を行うことができるとしている。労働者の利益を第一とする自主的・民主的な労働組合に無料の労働者供給事業を許可することで、中間搾取や強制労働を解体することを目的とし、労働組合が労使対等の立場で主体的に労働契約を結ぶことが大前提となっている。

しかし、安い労働力を確保したい雇上会社の中には、会社内に御用組合を作らせて「労供事業」を行わせ、福利厚生費、法定経費等の負担を軽減させ、23 区清掃事業の公的事業としてのコンプライアンスを蔑ろにして会社の利益を上げることだけに奔走する会社が出てきている。その一例として、雇上会社の一社である昭和運輸とその御用組合である「環境フレッシュユニオン」が仕組んだ不当解雇撤回争議を紹介する。

昭和運輸による偽装労供事業の不当解雇撤回闘争、支援共闘会議の結成

昭和運輸では、会社の S 業務部長が「環境フレッシュユニオン」の副委員長を務め、組合員を労供事業労働者として手配していた。S 業務部長は現場管理職として採用から社員化まで絶大な権限を有し、「1、2 年頑張れば正社員にしてやる」とそそのかし、文句を言うと「明日から来なくていい」と恫喝し、残業代も支払われない、社会保険も適用されない実態が続いていた。

こうした御用組合に決別して 2012 年に自治労・公共サービス清掃労組昭和支部が結成された。会社側は自治労昭和支部の結成を嫌い、影響力の拡大を恐れ、自治労に心を寄せる労供事業組合員への見せしめとして、会社側と環境フレッシュユニオンが結託して 3 人の不当解雇が仕組まれた。

3 名の解雇者は職場復帰の決意の下、不当解雇撤回を求めて裁判闘争に立ち上がった。この事件は、随意契約にあぐらをかき雇上会社の一部が、公共サービスとして守るべき本分を忘れ、偽装労供事業を利用した不当解雇事件である。この裁判を通してこの業界における本質的な問題点を社会的に明らかにすることで、23 区の清掃事業の雇用環境の改善につなげなければならない。

12 月 13 日、自治労公共サービス清掃労組、自治労東京都本部、東京清掃労働組合の 3 組織による「昭和運輸不当解雇撤回闘争支援共闘会議」の結成総会が開催され、今後、この支援共闘会議を軸とする 3 名の職場復帰に向けた官・民、正規・非正規の枠を越えた闘う体制が確立された。

良質な公共サービスとしての清掃事業を守るために

特別区の清掃事業は多様な労働者によって担われている。非正規労働者は低賃金・無権利状態のままより低い労働条件に向かって追い立てられている。それは使い捨ての雇用の調整弁としての労働力であり、そこには「資源循環型清掃事業」や「温暖化防止」といった清掃事業や環境に対する理念などない。

雇上会社は、東京 23 区の清掃事業の長い歴史の中で行政のパートナーとして、特命随意契約により清掃事業を担ってきた責任を自覚するべきである。今こそ、行政、雇上会社などすべての関係者が、良質な公共サービスとしての清掃事業を維持していく観点で、向き合う必要がある。

「格差や差別のない社会」「まじめに働く者が報われる社会」を諦めるわけにはいかない。「やりがいのある人間的な労働が保障される社会」その実現のための役割を担うのが労働組合であろう。すべての非正規労働者の思いに労働組合は真摯に耳を傾けるべきである。

安倍政権打倒の大きなうねりを

全労協議長・金沢 壽

春闘はどのような情勢の下で闘われようとしているのだろうか。

戦後70年、安全保障関連法に反対する闘いは各地に広がり、学者や市民団体にとどまらず、政治的な活動に無関心だった市民や学生へも運動が広がった。そして今も声を上げ続けている。

安倍首相は戦争法批判から国民の目をそらすかのように、アベノミクスが「第二ステージに入った」として、「新三本の矢」政策を発表した。2020年に向けて誰もが家庭や職場、地域で輝ける一億総活躍社会を目指すという。

ちなみに設定された目標は、2014年度490兆円だった名目国内総生産（GDP）を600兆円に、希望出生率1.8に、介護離職ゼロ、待機児童ゼロなど、様々な目標が並んでいるが、未だその具体策が示されているわけではない。強い経済力推進の背後にあるのは戦争法と一体的に進める軍需産業や原発産業育成強化であり、武器輸出や原発輸出であり、労働法制のさらなる大改悪である。

15春闘は「官製春闘」といわれた。そして「官製春闘」は多くの労働者の生活向上に資することはなかった。「政労使会議」はお互いに生産性向上を認めあい、大手企業の賃上げの見返りに労働側は経済の好循環と働き方改革への協力が求められた。労働者派遣法は改悪され、派遣労働者は一生低賃金派遣労働に縛り付けられ、継続審議となった過労死を促進する労働基準法改悪案、そして解雇の金銭解決方式の導入も成長戦略として閣議決定され検討が始まっている。まさに「政労使合意」が労働者に襲いかかってきている。

労働者保護規制は、戦後日本の労働者・労働組合が闘い勝ち取ってきたものだ。これが徹底的に破壊され、労働組合をもなくそうとしている。「戦争法」と同様にこの国のあり方をがらりと変えようとするものといわなければならない。「資本の奴隷」になる前に、このような悪法は絶対成立させてはならない。さて16春闘、まず全ての労働者が人間らしく生活できるための大幅賃上げを自らの闘いで実現しなければならない。さらに非正規労働者の待遇改善と、高齢者や生活保護世帯など社会的弱者といわれる市民の生活改善に向けた闘いも課題にしなければならない。そして同時に、安倍政権の憲法改悪の野望を阻止しなければならない。昨年12月20日、夏の参議院選挙に向けて野党統一候補を支援する「安政法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が設立された。全労協も、戦争参加法案に反対して闘う労働者、市民とともに、安倍政権打倒、戦争参加法撤廃の大きなうねりをつくり出していこう。

● 労運研「第5回研究会」

日 時 2月13日(土) 14時～17時

場 所 日港福会館(蒲田・全港湾)

テーマ 非正規労働者の実態と16春闘の課題

講 師 東海林 智さん

毎日新聞記者